

昭和四十五年法律第百三十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第二章 一般廃棄物

第二節 一般廃棄物処理業

(一般廃棄物処理業)

第七条

15 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、帳簿を備え、一般廃棄物の処理について環境省令で定める事項を記載しなければならない。

16 前項の帳簿は、環境省令で定めるところにより、保存しなければならない。